

鳥取県告示第508号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年9月21日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年8月17日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

1 申請のあった年月日

平成22年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人フォレストアカデミージャパン

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

矢田 治美

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

日野郡日南町下石見1843-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、日南町及び日野川流域等において森林・林業・木材産業に携わる者及び関連する事業者等に対し、地域産業の育成及び雇用機会の拡充支援、地域の森林資源の利活用と関連シーズの研究・開発並びに宣伝活動等の支援を行うほか、適正な森林環境の保全・整備をすすめることを通じて、広く森林・林業・木材産業の活性化と地域住民にとって豊かな環境のまちづくりに寄与することを目的とする。また、都市住民との幅広い地域間交流を通して山村地域の活性化に寄与することを目的とする。